

飲食店を経営するみなさまへ

既存小規模飲食店の届出について

既存小規模飲食店の要件(注)を満たす店舗で、店内の全てもしくは一部を
飲食可能な喫煙区域とする場合は、以下の手続きをお願いします。

飲食店は、令和2年4月より「店内全てを禁煙」「喫煙室を設置(喫煙室内は飲食不可)」のいずれかとするのが
法令により義務付けられました。ただし、例外的に、令和2年4月1日時点で営業している小規模な飲食店
(既存小規模飲食店)については、店内の全てもしくは一部を「飲食可能な喫煙区域」として営業することができる、
経過措置が設けられています。

(注) 既存小規模飲食店の要件(次の全てを満たしていること)

- ・ 令和2年4月1日時点で営業している店舗である。
- ・ 中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下である(一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。)
- ・ 客席面積100㎡以下である。
- ・ 喫煙区域に20歳未満・妊娠中の方は立ち入り禁止の旨を表示している。

届出書の提出について

- 1 届出書裏面のチェックシートに沿って、既存小規模飲食店に該当しているかどうかをご確認ください。
- 2 届出書を神戸市健康局にご提出ください。

【提出書類】 ● 喫煙可能室設置施設 届出書 兼 チェックシート
● 返信用封筒(届出書の受付控えが必要な場合や標識が必要な場合のみ)
※ 定型封筒に返信先住所を記入し、84円分の切手を貼付してください

【提出先】 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館6階
神戸市健康局健康企画課 受動喫煙対策担当 あて

【提出方法】 郵送

要件に関する書類の保管について

店舗では、次の書類を保管してください。

客席の床面積に係る資料

店舗図面等

資本金の額又は出資総額に係る資料

資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等

帳簿未保存には**最大20万円の過料**が科される場合があります。

廃止届・変更届について

既存小規模飲食店の要件を満たさなくなった場合や、内容に変更があった場合は、廃止届、変更届の提出をお願いします。

▼ その他、廃止・変更の届出対象となるかどうかについては、以下の受動喫煙対策担当へお問い合わせください。



喫煙可能室 設置/変更/廃止 届出書については、
以下の神戸市健康局のホームページよりダウンロードできます。

▶ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/shoukibo.html>

受動喫煙 既存小規模飲食店



書類提出先

神戸市健康局健康企画課 受動喫煙対策担当 あて

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市役所1号館6階

お問合せ先

TEL 078-322-5077

